

別紙様式第11の7（別添3）

1-(7) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項

（研修の実施方法、内容）

酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律その他の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の9で定める法令等の酒類小売業者が酒類の販売に関して遵守しなければならない法令、並びに、致酔性飲料である酒類の特性、商品知識及び商品管理等（国税庁作成のモデルテキストを使用して研修を行う。）

研修時間は、習得度自己チェックテスト、質疑応答等を含め3時間程度とする。

詳細は、別紙1「酒類販売管理研修実施要綱」のとおり。

また、令和元年度の研修実施計画は、別紙2「酒類販売管理研修実施計画書」のとおり。

（研修受講証の交付方法）

研修終了後、研修会場において受講者に交付する。

ただし、都合により、当日交付できなかった者に対しては、後日改めて交付するか、別途郵送する。